

千葉大学大学院融合理工学府インターンシップ実施要領

第1 目的

千葉大学大学院融合理工学府は、「就業現場体験」（以下「インターンシップ」という）は、教育活動の一環として位置づけられた学校行事であり、学生に現場体験等をさせることにより、職業意識の高揚と職業適性の機会を与え、社会での適応力を養うこと、主体的で創造的な人材の育成を図ること及び受入先、地域との連携を図りながら、広く社会貢献することを目的とする。

第2 対象学年等（単位認定を希望する場合）

インターンシップ関連科目が配当されている専攻・コースにおいては、このインターンシップを正規の授業科目として位置づけることができる。

第3 実施期間

インターンシップは、ジョブ型研究インターンシップ推進協議会を介するインターンシップ（以下「ジョブ型研究インターンシップ」という。）を除き、主として夏季休業期間に実施する。

なお、冬季休業期間及び春季休業期間であっても、受入先と学生の調整が可能である場合には、「各コース等のインターンシップ担当教員」（インターンシップ担当教員を置いていない場合は、指導教員とする。以下「インターンシップ担当教員等」という。）の了承を得て実施することができる。

第4 受入先の確保

インターンシップにおける受入先の確保のために、各コース及び理工系学務課理学部学務係又は大学院学務係（以下「学務担当」という。）は受入先に働きかけ、受入条件を確認の上、インターンシップ参加への了承を受ける。

第5 受入先の公表

大学を通じて公募があった場合は、受入先の内容・条件（受入先の名称、業務概要、住所、受入期間、学生のインターンシップ内容、交通費・宿泊施設の有無等）は掲示等により公表する。

なお、研修中の報酬については、単位認定該当期間中はジョブ型研究インターンシップを除き、無報酬を原則とする。

第6 自己開拓受入先

学生が帰省先等の受入先にインターンシップを希望し、自己開拓した受入先をインターンシップ受入先とすることができる。

単位認定を希望する場合、**インターンシップ実施届（別紙様式1）**をもとに希望受入先の研修体制について各コース等で確認の上、承認する。

第7 他機関によるインターンシップへの参加

本学以外で実施されている他機関の主催するインターンシップに参加することができる。

なお、単位認定に関する申請等は、第8及び第9に基づき行う。

第8 履修申請（単位認定を希望する場合）

インターンシップに参加を希望し、単位認定を希望する学生は、事前に**インターンシップ実施届**及び**誓約書（別紙様式2）**を提出し、インターンシップ担当教員等（以下「各コース等」という。）の承認を得なければならない。

第9 インターンシップ科目履修の承認（単位認定を希望する場合）

各コース等は、インターンシップ参加希望学生から提出された**インターンシップ実施届**をもとに、受入先の受入期間・条件等を確認・調整の上、インターンシップ科目の履修を承認する。
なお、受入期間及び受入先における実施カリキュラムの内容は随時調整することができる。

第10 覚書の取り交わし及び誓約書の提出（単位認定を希望する場合）

原則として、受入先と大学の間で**インターンシップ実施に関する覚書（別紙様式3）**を取り交わすとともに、インターンシップ参加学生から**誓約書**を提出させ、インターンシップ参加学生の安全管理と受入先の損害補償を確保する。

なお、他機関の主催するインターンシップに参加する場合は、主催機関からインターンシップ実施に関する覚書等要しないとされたときは、省略することができる。

第11 インターンシップ中における事故・損害、機密保持

インターンシップ中に万が一発生する事故等に備えて、インターンシップ参加学生の傷害・損害等の保険加入を指導し、派遣確定後は大学で加入の確認を行い、リスクの解消に対応する。

なお、保険は原則として、学生自身が傷害を負う場合及び学生が受入先や第三者に損害を与える場合に対応できる「学生教育研究災害傷害保険」及び「学研災付帯賠償責任保険」（以下「学研災等」という。）の両保険に加入させるものとする。

また、受入先との覚書によって、守秘義務を負うことを確認する。

第12 事前指導

各コース等は、インターンシップ参加学生に対し、事前指導を行わなければならない。事前指導ではインターンシップの目的・効果、安全教育、職業意識と心構え、ビジネスマナー、業界及び受入先の研究、履修指導、保険加入等の指導及び学習について実施し、インターンシップの効果を上げる。

第13 インターンシップ実施前の受入先との事前打合わせ

インターンシップ参加学生は、実施前に受入先との事前打合わせを行い、インターンシップの実施に支障が無いように調整する。

第14 インターンシップの実施期間中の体制

インターンシップ体験が学外の受入先で行われること、特に運営が大学等の休業期間中に実施されることから、各コース等で非常時の連絡体制を整備する。

第15 インターンシップの評価・報告及び事後指導（単位認定を希望する場合）

(1) 受入先は、研修に対する学生の態度、テーマへのアプローチについての評価・報告を行い、大学はそのインターンシップ評価報告書（別紙様式4）を学生成績評価の総合判定資料とする。

また、インターンシップ実施中の学生はインターンシップ報告書（別紙様式5）を作成し、受入先担当者の所見を得たうえで、インターンシップ担当教員等に提出する。

(2) インターンシップ担当教員等は、インターンシップ終了後、インターンシップ評価報告書、インターンシップ報告書、をもとに面談を行う。

そこでは研修で得たものを学生が互いに認識し確認し合うために、学生間のディスカッション等も行い、自己評価及び今後学習する上で必要となる課題抽出等の指導を行う。

第16 単位認定（単位認定を希望する場合）

単位の認定は、各コース等においてインターンシップ報告書、受入先からのインターンシップ評価報告書により総合判定する。

なお、単位数は、ジョブ型研究インターンシップを除き、1～2単位とし、1週間（30時間以上）を1単位、2週間（60時間以上）を2単位とすることを目安とする。

第17 インターンシップ実施の届出（単位認定を希望しない場合）

インターンシップに参加を希望し、単位認定を受けない学生は、事前に**インターンシップ実施届**を提出しなければならない。この**インターンシップ実施届**が受理された場合、そのインターンシップは学研災等の対象として扱われるものとする。

なお、インターンシップ中における事故・損害、機密保持及び事前指導については、第11及び第12に準じる。

また、必要があれば受入先との覚書・誓約書などの取り交わしについては、第10に定める「インターンシップ実施に関する覚書」・「誓約書」を用いることができる。

第18 「先進科学研究実習Ⅱ」におけるインターンシップの取扱い

「先進科学研究実習Ⅱ」におけるインターンシップに関しては、前項までの取扱いに基づき実施するほか、以下により取り扱うものとする。

一 第3、第8及び第15中「インターンシップ担当教員等」とあるのは「大学院先進科学プログラム担当教員」（以下「プログラム教員」という。）と、第16中「各コース等において」とあるのは「プログラム教員が」と読み替えるものとする。

二 第3以降にある「受入先」には、研究機関及び他大学を含むものとする。

三 第12に規定する事前指導については、原則として主任指導教員が行うものとする。

第19 ジョブ型研究インターンシップにおけるインターンシップの取扱い

ジョブ型研究インターンシップにおけるインターンシップに関しては、第4、第6、第7、第8、第9、第10、第11、15および第16の取扱いは、この限りではないものとする。

第20 その他

インターンシップの実施に関して、本要領によるほか必要な事項がある場合は、関係する委員

会等で検討する。

附 則

この要領は、平成29年11月8日から実施し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年7月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から実施する。